

<p>別紙様式第 14 号 (第34条の28第 1 項関係)</p> <p>第 期 (年 月 日から) 事業報告</p> <p>(記載上の注意) [略]</p> <p>1 当社の現況に関する事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 財産及び損益の状況</p> <p>〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕 [略]</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕</p> <p>イ 企業集団の財産及び損益の状況 [表 略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1 ～ 5 略]</p> <p>6 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、本表中の項目等によらず、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載すれば足りる。</p> <p>ロ [略]</p> <p>[3]～(9) 略]</p> <p>[2 ～ 12 略]</p>	<p>別紙様式第 14 号 (第34条の28第 1 項関係)</p> <p>第 期 (年 月 日から) 事業報告</p> <p>(記載上の注意) [同左]</p> <p>1 当社の現況に関する事項</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 財産及び損益の状況</p> <p>〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕 [同左]</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕</p> <p>イ 企業集団の財産及び損益の状況 [表 同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1 ～ 5 同左]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>ロ [同左]</p> <p>[3]～(9) 同左]</p> <p>[2 ～ 12 同左]</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

府 令 ・ 省 令

内閣府
文部科学省令第三号
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第七項及び第十七条第六項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。
内閣府
文部科学省令第二号
厚生労働省

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 林 芳正
厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後

附則

(第七条第一項第二号及び第三号並びに第二十二條第一項第二号及び第三号の規定の適用に関する特例)

第二条 第七条第一項第二号及び第三号並びに第二十二條第一項第二号及び第三号の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句とする。

第七條第一項第二号及び第三号	ものであって、同号	もの（申請施設事業開始年度の翌年度に係るものが、申請施設事業開始年度に係るものを上回っている場合にあつては、申請施設事業開始年度の翌年度に係るもの）であつて、同号
第二十二條第一項第二号及び第三号	ものであって、同号	もの（申請幼児保健型認定こども園事業開始年度の翌年度に係るものが、申請幼児保健型認定こども園事業開始年度に係るものを上回っている場合にあつては、申請幼児保健型認定こども園事業開始年度の翌年度に係るもの）であつて、同号

改正前

附則

〔条を加える。〕

第一条 〔同上〕
第二条 〔同上〕
第三条 〔同上〕

(学校教育法施行規則の一部改正)

第四条 学校教育法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十四條第三項中「**受けた指導要録**」の下に「**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。**」を、「**転学先の校長**」の下に「**、保育所の長又は認定こども園の長**」を加える。

(学校保健安全法施行規則の一部改正)

第五条 学校保健安全法施行規則の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「**転学先の校長**」の下に「**、保育所の長又は認定こども園の長**」を加える。
 第十五條第二項中「**他の学校**」の下に「**又は幼児保健型認定こども園**」を、「**異動後の学校**」の下に「**又は幼児保健型認定こども園**」を加える。

備考 表中「」の記載は注記である。

附則

この命令は、公布の日から施行する。